

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている  
市内の中小企業者・個人事業者を支援します

## 常陸太田市新型コロナウイルス対策支援金のご案内

新型コロナウイルス感染症拡大により、  
経営に影響を受けている市内に事業所  
を有する中小企業者・個人事業者

1 事業者当たり、1 回限り

**法 人 20万円**

**個人事業者 10万円**を支給します

**支援金の対象となる事業者** 以下の条件すべてを満たす事業者

- ① 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項及び第3項に規定する中小企業者又は小規模企業者、及び個人事業者
- ② 市内に本社・本店を有する中小法人等又は市内に住所及びその事業所を有する個人事業者等であること
- ③ 令和2年1月から令和2年12月の間に、前年同月比で収入が20%以上50%未満の範囲内で減少した月があること
  - ※ 平成31年1月以降に創業した方は、令和2年4月から令和2年12月までの間に創業した月から令和2年3月までの期間の月平均と比較して20%以上50%未満の範囲内で減少した月があること
  - ※ 天災等の影響により、平成31年1月から令和元年12月の売上高が減少した方は、対象月における売上高が平成30年の同月比で20%以上50%未満の範囲内で減少している者であること
- ④ 国の持続化給付金の支給対象となる者でないこと
- ⑤ 事業を営むに当たって、関連する法令及び条例等を遵守していること
- ⑥ 市税等の滞納がないこと。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、徴収が猶予されているものを除く
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びにこれらの者に準ずる反社会的団体及びその構成員でないこと

**支援金の額** **法 人 1事業者当たり20万円**  
**個人事業者 1事業者当たり10万円**

※1事業者につき1回限り

※同一の事業者が複数の事業を行っているときは、1事業者として取り扱います

**受付期間** **令和3年2月26日（金）必着**

**申請時に必要な書類**

- ① 常陸太田市新型コロナウイルス対策支援金支給申請書兼請求書
- ② 事業を営んでいることが確認できる書類（確定申告書等の写し）

裏面へつづく

- ③ 対象月の売上を証する書類（対象月の売上台帳等の写し）
  - ④ 対象月の比較月（前年同月）の売上を証する書類（対象月の前年度の確定申告書等の写し）
  - ⑤ 振込先口座が確認できる書類（通帳の写し）
  - ⑥ 誓約書（様式第2号）
  - ⑦ 罹災証明書の写し（天災等の影響により、平成31年1月から令和元年12月の売上高が減少した者）
- ※ 常陸太田市商工会の会員は②～④の書類について常陸太田市商工会が発行する証明書をもって代替することが出来るものとする。

【申請及びお問い合わせ先】常陸太田市 商工観光部 商工振興・企業誘致課

**住所** 〒313-8611 茨城県常陸太田市金井町 3690

**電話** 0294-72-3111 内線 621・622

**Mail** [yuchi@city.hitachiota.lg.jp](mailto:yuchi@city.hitachiota.lg.jp)